

# 環境保全型農業等推進特区

都道府県名：

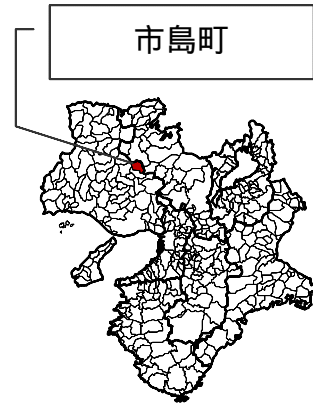
兵庫県

申請主体名：

市島町

区域の範囲：

兵庫県氷上郡市島町の全域



特区の概要：

現在、認定を受けている「環境保全型農業等推進特区」において、新規就農希望者の実習・研修用農場は、就農後引き続き本人の就農地となるが、今回追加する特定事業による農地取得の下限面積要件の弾力化によって、小規模な面積でも農地の取得が可能となり、より一層の就農促進が期待できる。また、即就農者や定年帰農者等に対しても、同様に農地の取得が容易となり、こうした多様な担い手による農地の保全や有効活用により、担い手不足の解消や農地の遊休化防止を図り、「有機の里いちじま」の確立を目指す。

適用される規制の特例措置：

- ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
- ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和

